

## 第 12 回国連犯罪防止刑事司法会議における意見書

2010年(平成22年)3月19日

日本弁護士連合会

### 【意見の趣旨】

国連犯罪防止刑事司法会議における議論や決定は日本を含む各国の刑事司法制度に大きな影響を与えている。よりよい刑事司法制度の創出に貢献すべく、同会議に対し以下のとおり意見を提出する。

#### 1 国連の基準・規則の重要性

- (a) 各国において国連の基準・規則の利用がいっそう促進されるべきである。また、コングレスやコミッショնにおいて、新たな基準・規則の制定に向けた取組みがなされるべきである。
- (b) 本コングレスにおいて、女性被拘禁者に対する処遇及び女性犯罪者に対する非拘禁的措置に関する国連原則草案の採択に向けた積極的な措置がなされることを期待する。

#### 2 国際組織犯罪・テロリズム対策における人権

- (a) 国際刑事立法の過程に、国際NGOなど市民社会の多様な要素が含まれるよう配慮を求める。
- (b) テロリズム対策は、国際人権基準を遵守してなされるべきである。
- (c) 法律家は、テロリズム対策のため国際人権基準に照らして受け入れ難い制度・措置が提案された場合に、公に反対すべきである。
- (d) 国連は、テロリズム対策の諸措置が国際人権基準を切り崩すものとならないよう強く勧告する内容を本コングレスの最終宣言に盛り込むべきである。
- (e) 特別な捜査技術は、国際人権規約17条に保障されたプライバシーの権利に留意した上で慎重に採用されるべきである。

#### 3 刑事拘禁制度の改革

- (a) すべての国が、刑務所における第三者監視と刑務所改革への市民参加のため、査察機関の活動を重視し、拷問等禁止条約選択議定書(OPCAT)の批准を進めるべきである。
- (b) すべての国が、矯正施設の過剰収容問題について、施設の拡充とともに、社会復帰の観点を踏まえた非拘禁化の政策を追求すべきである。

#### 4 人身取引に対する取組み

- (a) 人身取引はその防止こそが最大の対策であり、各国はそのための対策を

十分に講すべきである。

- (b) 人身取引対策を実効的に行うため、各國は、対策の企画・立案・実施・検証等を一元的に責任をもって行う機関を設置すべきである。
- (c) 人身取引の被害者が、その有する法的権利を実効的に行使できることが必要であり、そのため各國は、国費による弁護士費用・裁判費用の負担を法律で規定するなど、法制度を整備すべきである。

## 【本文】

### はじめに

日本弁護士連合会は、日本において資格を有する全弁護士が加入する団体であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている（弁護士法1条）。また、私たちは刑事弁護人として、刑事司法分野においても国際人権基準を活かし、日本国内のすべての段階の刑事司法制度の改善のために様々な活動を行ってきた。

当連合会は1999年には国連経済社会理事会における協議資格を取得し、国連の人権条約機関による日本政府報告書審査や国連人権理事会による審査に代表団を派遣し、必要な意見を述べてきた。また、国内での人権擁護活動だけでなく、国際的にも、紛争地域の法律制度の復興支援の活動など活動範囲を広げている法律専門家NGOである。

私たちは、毎年行われている国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）に代表団を派遣し、国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）についても、第7回（1985年）から第11回（2005年）まで毎回代表団を派遣してきた。なぜ、日本の法律家団体である私たちが、日本政府審査ではないこれらの国際会議に出席して意見を述べてきたか。それは、これら国際会議に参加する各國政府が、関連する条約や基準・規則を自国内で履行することを求められている以上、これらの会議で議論され決定された事項が、やがて、日本国内の刑事司法制度に大きな影響を与えることになるからである。したがって日本での刑事司法に携わる私たちとしては、これらの会議においてどのような議論がされているのかを監視する必要があるとともに、日々の現場での活動から得られた経験を、これらの会議での議論に反映してもらい、よりよい刑事司法制度をつくってもらいたいと考えているからである。そして、私たちの取組みは、日本だけでなく、世界各国で人権活動を行っている法律家の役にも立つと信じている。

私たちは、これまでのコミッションやコングレスにおける充実した議論や成果を高く評価するとともに、第12回コングレスの成功を心から祈念して、いくつかの意見と提言を述べる。

## 国連の基準・規則の重要性

### 1 趣旨

- (a) 各国において、これまで国連が制定してきた基準・規則(Standards and Norms)の利用がよりいっそう促進されるべきである。また、コングレスやコミッショնにおいて、時代の変化に応じ、対応が不足している分野における新たな基準・規則の制定に向けた取組みがなされるべきである。
- (b) タイ政府が中心となって提案されている女性被拘禁者に対する処遇及び女性犯罪者に対する非拘禁的措置に関する国連原則草案を支持し、本コングレスにおいて同規則の採択に向けた積極的な措置がなされることを期待する。

### 2 理由

#### (1) 対話のツールとしての国際人権基準

私たちは、本コングレスの各議題やワークショップ、サイドイベントにおいて、これまでと同様に、国連の基準・規則(Standards and Norms)の策定及び、各国における利用の促進についての活発な議論がなされることを強く期待している。

コングレスや、毎年開催されるコミッショնは、これまで50を超える基準・規則を策定してきた。これらは、法律的にはいわゆる「ソフト・ロー」ではあるが、その内容は、国際的な議論を経て望ましいものとして受け入れられた諸原則を明記するものであり、国際条約や各国の国内法制定において大きな影響力を果たしてきた。

そのメカニズムは様々だが、その中でも私たちは、基準・規則が、対立する当事者間に共通理解を提供するという機能を強調したい。例えば、国内においてある政策が検討される場合に、政府機関である法務省側と、在野法曹の弁護士会側との間で大きな意見の相違が見られることがあるが、そのような場面において、国連の基準・規則は、両者が共通理解として受け入れ、それを出発点にして建設的な議論を行うためのベースを提供してくれる。我が国においても、そのような過程を経て、例えば刑事施設視察委員会の制度など、基準・規則を取り込んだ立法がなされている。

本コングレスにおいては、上記のような視点も含め、基準・規則が各国においてより活発に利用されるための方策について議論がなされるべきである。

#### (2) 時代に即した基準・規則の見直しを

また、時代の変遷にともない各国において直面する課題も多岐にわた

っている。過去に制定された基準・規則がそれらの課題のすべてをカバーできるとは限らない。そこで、コングレスやコミッショントにおいて、現存する基準・規則の体系に不足している部分がないかどうかの検証が常になされなければならず、不足している部分が発見されれば、新たな基準・規則の策定のための議論が開始されるべきである。

### (3) 女性の被拘禁者と非拘禁措置に関する国連原則草案を支持する

被拘禁者の権利に関する国際基準としては、1955年のコングレスにおいて制定された被拘禁者待遇最低基準規則が最も有名だが、その原則は、すべての被拘禁者の待遇について差異を設けることなく規定されたものであり、特定のニーズを持つ被受刑者に配慮がなされたものではなかった。特に、女性の被拘禁者については、多くの国において、その数が増加しており、その脆弱性ゆえ、特別の配慮が求められているにもかかわらず、実際には、拘禁された女性に対する待遇・更生において十分な対応がなされているとは言い難いのが現実である。

そのため、女性の被拘禁者の地位向上のためには、新たな国際的な基準の設定が急務であるといえる。そして、現在、「女性被拘禁者に対する待遇及び女性犯罪者に対する非拘禁的措置に関する国連原則草案」が起草され、タイ王国王女であって同国検事の資格も有するパチャラキティヤパー氏に主導によって、その採択に向けた国際的な取組みが行われている。

当連合会としては、その内容について、拘禁された女性に対する待遇のみならず、非拘禁的措置に関しても詳細かつ網羅的に記載されたものとして高く評価し、本コングレスにおいて、同規則の採択に向けた積極的な措置がなされることを期待する。

## 国際組織犯罪・テロリズム対策における人権

### 1 趣旨

- (a) 私たちは、国際刑事立法の過程に国際NGOなど各国の市民社会の多様な要素が含まれるよう、配慮を求める。
- (b) テロリズムに対する対策は重要であるが、その対策は国際人権基準を遵守してなさるべきである。
- (c) テロリズム対策において、人権保障が確実なものとされるために法律家には重い責任が課せられており、法律家はテロリズム対策のため国際人権基準に照らして受け入れ難い制度・措置が提案された場合に、公に自らの意見を公表して反対すべきである。
- (d) 国連は、各国が進めるテロリズム対策の諸措置が国際人権基準を切り

崩すものとならないよう強く勧告する内容を，本コングレスの最終宣言に盛り込むべきである。

(e) 特別な捜査技術は，無差別の，あるいは恣意的なものであってはならず，国際人権規約 17 条に保障されたプライバシーの権利に留意した上で慎重に採用されるべきである。

## 2 理由

### (1) 組織犯罪対策，テロ対策のための諸措置と人権保障

当連合会は，国際人権条約の批准と国際人権法の導入に努力してきた日本の弁護士の強制加入組織である。

私たちは，法律家として国境を越える組織犯罪やテロリズムに対する対策が国際社会の緊急の課題となっていることを認識している。多くの市民の生命が組織犯罪やテロリズムによって失われた。2003 年 8 月にイラク国連事務所がテロ攻撃の対象とされた悲劇を忘れるることはできない。

国連は多くのテロ対策のための条約と国際組織犯罪防止条約や腐敗防止条約等を起草してこの問題に取り組んできた。また，FATF が制定した 40 の勧告の改訂案には新たな犯罪対策のための制度措置が多数盛り込まれ，各国で多くのテロリズム対策の諸措置が採用された。しかし，そこには人権保障の上で大きな問題があったと言わざるを得ない。

日本国内でもテロ対策・犯罪対策強化の名のもと，外国人への監視・管理の強化，厳罰化，警察と連携する監視カメラの設置などの動きが強まっている。これらの動きの多くは，情報化社会の進展を背景に，様々な個人情報を収集，蓄積し，統合して監視に利用する手法を用いている。

これらの諸施策は，人権保障の枠組みを突き崩すこととなりかねず，また，国が，市民生活の細部にまで立ち入って個人の情報を取得・統合して個人の生活や思想を監視することを許すことにより，プライバシー権が侵害されたり，監視や規制をおそれる結果，民主主義社会を支える言論・表現の自由を萎縮させることとなり，さらに，地域社会における，多様性や寛容性が否定されて社会の分裂がもたらされるおそれもある。

私たちは，このような視点から，監視社会化を招く諸施策に対して，その必要性・相当性を厳しく吟味し，一方，人権を保障し，差別を解消することを通じて自由で安全な社会を構築することを目指さなければならない。

私たちは，国際的な人権保障こそが国際社会の重要な目標であり，新たな犯罪対策も国際人権保障の原則に完全に適合したものでなければ効果を上げられないと信ずるものである。

## (2) 国際的な枠組の中で実行された我が国の刑事司法・監視の強化

我が国においても、2000年12月に国連で採択された「国際的な（越境的な）組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の国内法化として2003年、共謀罪の新設が国会に提案されたが、共謀罪は、刑事捜査を通じて市民の思想信条の自由にも多大な影響を与える可能性があり、犯罪の着手がなくとも、二人以上の個人の犯罪遂行の合意があれば、処罰が可能であることを本質とする制度であって、当連合会はその制定に強く反対しその新設を阻止してきた。私たちは、組織犯罪対策の緻密な法制度を備えた我が国の刑事司法のもとでは、共謀罪を新設することなく、同条約を批准することが可能であると主張し、我が国で新しく政権についた民主党も同様の公約を示している。

2000年のFATFの40の勧告に基づいて2007年の通常国会でその導入が計画された、弁護士に依頼者の取引にマネーロンダリングの疑いのある場合に密告義務を課し、弁護士に警察庁に通報することを義務づける依頼者密告制度について、当連合会は、犯罪収益移転防止法から削除させ、その新設を阻止した。

弁護士については、当連合会の会則によって特定の取引について依頼者の本人確認と記録保存の義務を負うこととした。当連合会は世界各国の弁護士会と協力し、この行き過ぎた弁護士による依頼者の密告制度の廃止のため、活動を続けていきたいと考えている。

国際的な動きを背景に市民のプライバシー侵害と刑事捜査における令状主義の後退につながる通信傍受法が制定され、年々その適用件数が拡大している。近い将来に制度的にも傍受対象範囲が拡大される危険性があり、私たちは、今後とも通信傍受法の濫用や対象範囲の拡大に反対していく。

## (3) 国際刑事条約起草過程における市民社会の参加の欠如

まず、国際刑事条約の起草過程において、各国議会・国際人権団体など市民社会によるチェック機能が機能していないことを指摘したい。

当連合会は、早くからこのような国際刑事立法の動向に注目し、国際組織犯罪防止条約の起草のためのアドホック委員会に代表を派遣して、その立案過程をフォローしてきた。このような国際刑事立法の制定の過程に参加している者のほとんどが各国の法執行機関のメンバーと外交官だけである。そこには、国際人権NGOを含めて、条約によって人権を規制される各国の市民の代表は参加していない。これらの国際機関の権威をもとに、各国の立法機関による変更ができないような形態で、法執行機関の権限を飛躍的に拡大する立法が進められている。そして、国内的に

活動している人権団体や各国の立法機関は、起草過程ではその正確な内容をほとんど知らされていない。また、条約が署名されてしまった後には、各国の国会でもその内容を変更したり是正することは困難である。条約を批准しないか、条約上許容された裁量の幅のなかでよりよい選択をする以外に方法は残されていない。私たちは、国連組織犯罪防止条約を国内法化するための共謀罪立法に反対する中で、この問題に強く直面した。

(4) 組織犯罪対策とテロリズム対策においても国際人権保障の枠組みを守り抜くことは法律家の責務である

2004 ベルリン宣言

国際的な法律家の集まりである I C J ( International Commission of Jurists ) は 2004 年 8 月に「テロとの闘いにおける人権と法の支配の擁護に関する宣言 ( ベルリン宣言 ) 」を表明した。この宣言は、テロとの闘いにおいて、各國は独立の司法と刑事法の諸原則を遵守する義務があること、非常事態においても不可侵の権利を停止してはならないこと、拷問と非人道的取扱いの禁止のような絶対的な規範 ( peremptory norms ) を守らなければならないこと、秘密拘禁や接触遮断拘禁を行ってはならず、すべての被拘禁者は登録されなければならないこと、公正な裁判の保障を確実なものとしなければならないこと、基本的人権とりわけ表現の自由、宗教と良心の自由、自決権の平和的追求、情報収集と発信の分野でとりわけ懸念されるプライバシーの権利などを尊重しなければならないこと、また国家や国家によって支援もしくは黙認された者によって人権を侵害された者に対して補償を行うこと、ノンルフルマン原則に反する強制送還が行われてはならないことなどが強調された。

また、この宣言は危機の時にあって、人権保障が確実なものとされるために法律家には重い責任が課せられているとし、弁護士や弁護士会に対して、テロリズム対策のため受け入れ難い措置が提案された場合に、公に自らの意見を公表すべきであり、また、国内レベル、可能なときには国際レベルで、これらの措置に対して国際人権基準に照らして法的な挑戦を、果敢に行うべきであると述べた。今日からふり返っても非常に先駆的な警告であったと評価できる。

国連人権条約機関による果敢な活動

自由権規約委員会や拷問禁止委員会はアメリカやイギリスなどをはじめとする各國政府による拘禁施設における拷問、秘密拘禁施設と登録されない移送、外部からの接触遮断、裁判の開かれない状態での

長期拘禁などの行き過ぎたテロ対策のための法執行措置の数々が人権諸条約に違反すると指摘し、その是正を強く求めた。新しく選挙で選ばれたアメリカのオバマ大統領は拷問にコミットしないことを宣言した。

自由権規約委員会は、2008年10月に国連安全保障理事会の作成したテロリスト・リストに基づいて誤ってリストに掲載されたベルギー市民の被害について、規約違反を認定した画期的な見解を公表している<sup>1</sup>。

このように、国連機関相互に、テロや組織犯罪対策における人権保障の視点はより具体的に問題提起されており、9.11直後に見られた熱病のような組織犯罪対策・テロ対策一辺倒の姿勢については本格的な反省期に入ったといえるだろう。例えば、2009年にUNODC（国連麻薬・犯罪事務所）が発行した「テロリズムに対する刑事司法の対応ハンドブック」においては、テロ対策において参照されるべき国際人権法、捜査における規制、弁護人や司法の役割、テロ容疑者の拘禁の問題などが詳細に論じられている。

## （5）結論

当連合会もこれまでテロ対策や国際組織犯罪に対する規制が国際的に強化される流れのなかで、市民の人権が過度に制限されなければならないことを繰り返し訴えてきた（2007年11月人権擁護大会「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」など）。

私たちは、日本の弁護士を代表して、前述のICJのこのような宣言を心から支持し、日本国内で、またアジア地域で活動していくことを約束するものである。

また、私たちは、国連に対して、国際刑事立法を起草する過程に国際NGOなど各国の市民社会の多様な要素を含めるよう、強く配慮を求める。このことによって、法執行側と市民活動の間のバランスの取れた国際刑事立法の起草が可能になるものと信じるからである。

テロリズムに対する対策は重要だが、その対策は国際人権基準を遵守してなされるべきであり、テロリズム対策において、人権保障が確実なものとされるために法律家には重い責任が課せられている。そして、法律家はテロリズム対策のため国際人権基準に照らして受け入れ難い制度・措置が提案された場合に、公に自らの意見を公表して反対すべきである。

国連は、各国が進めるテロリズム対策の諸措置が国際人権基準を切り

---

<sup>1</sup> 13-31 October 2008, HRC Communication No. 1472/2006 Nabil Sayadi and Patricia Vinck vs Belgium

崩すものとならないように強く勧告する内容を，本コングレスにおける最終宣言に盛り込むべきであると考える。

また，監視などの特別な捜査技術は無差別の，あるいは恣意的なものであってはならず，国際人権規約 17 条に保障されたプライバシーの権利に留意した上で慎重に採用されるべきである。

## 刑事拘禁制度の改革

### 1 趣旨

- (a) すべての国が，刑務所改革の取組みにおいて，刑務所における第三者監視の必要性と市民参加の意義を認識し，弁護士会を含めた市民社会との協議及び協力関係，そして行政から独立した査察機関の活動を重視し，拷問等禁止条約選択議定書(OPCAT)の批准を進めるべきである。
- (b) すべての国が，矯正施設の過剰収容問題について，物理的な施設の拡充とともに，起訴前保釈制度の導入，社会内処遇の充実による拘禁刑の抑制・見直しや仮釈放制度の充実といった社会復帰の観点を踏まえた非拘禁化の政策を追求すべきである。

### 2 理由

#### (1) 閉鎖性と密室性こそ人権侵害の温床

刑務所における人権侵害は，その閉鎖性と密室性が大きな要因となっている。それを打破して，「社会に開かれた刑務所」に変えていかない限り，抜本的な刑務所改革は実現できない。そのためには，まず，被収容者からの苦情や人権侵害の申立てを迅速に受け付け，調査し，処理するシステムの構築が必要となるが，これらの申立てに対する公平かつ公正な救済を確保するためには，施設当局等からの不当な影響を受けることのない，独立性を有する第三者機関によって調査が行われることが欠かせない。

国連被拘禁者保護原則 29 項においても，「1 関係法令の厳密な遵守を監督するために，施設は，定期的に，抑留施設または拘禁施設の運営に直接責任を有する機関とは区別された権限を有する機関により任命され，その機関に責任を負う，資格と経験を有する者により訪問されるものとする。」，「2 抑留された者もしくは拘禁された者は，1 項にしたがって，抑留もしくは拘禁の施設を訪問する者と自由かつ完全に秘密を保障された状態で，コミュニケーションする権利を有する。ただし，施設の安全と規律を保持するための合理的条件に従うものとする。」と定められている。

そして，刑務所運営の透明性を確保し，真に社会に開かれた刑務所と

するためには、市民参加による監視機能を重視する制度をつくることが是非とも必要である。

#### (2) 名古屋刑務所における悲劇から刑事施設視察委員会の設立へ

日本では、2002年に名古屋刑務所において刑務官による受刑者に対する虐待が死亡につながる複数のケースが発覚し、刑務所改革を目的とする法務大臣の諮問機関「行刑改革会議」が設けられ、受刑者に対する人間的な待遇と刑務所運営の透明性の確保を図るべきであるという提言がまとめられた。この提言を受けて、2005年に「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律」(2006年に「刑事収容施設及び被収容等の待遇等に関する法律」に改正)が成立し、2006年から刑事施設視察委員会という制度が発足した。

視察委員会の委員は、刑務所内を視察し、必要に応じて、職員の立会なしに被収容者と面会し、施設運営に関する意見を刑事施設の長に対して述べることができる。また、被拘禁者が秘密のうちにメモを視察委員会に届けることができる仕組みが整備された。視察委員会は、地域住民や弁護士、医師などで構成されており、市民参加が実現されている。また、すべての刑事施設において弁護士会の推薦を受けた弁護士が委員となり、その弁護士委員が運営の中心的な役割を担うなど、弁護士会としても、独立性の確保に最大限の力を注いでいる。

#### (3) 広がる視察制度

また、2007年には、警察に設置された留置施設についても留置施設視察委員会が設置され、活動が開始されている。2009年7月には、出入国管理及び難民認定法の改正によって、入管収容施設における待遇の透明性確保を目的とした入出国者収容施設等視察委員会が設置され、まもなくその運用が開始されようとしている。

弁護士会としては、これらの委員会に対しても刑事施設視察委員会と同様、委員の派遣を中心とした積極的な関与を行うとともに、今後、さらに、少年院等の第三者監視機関が存在しない施設についても視察委員会の創設も目指した取組みを行っていく所存である。

#### (4) 視察制度とOPCAT/NPM

ところで、国際人権条約の一つである拷問禁止条約の選択議定書には、各締約国内に拷問等を防止するためのメカニズム（国内防止メカニズム）を置くことを義務付けた規定が置かれており、拷問施設への定期的な訪問機関である国連拷問防止小委員会との協同システムの構築が求められている。弁護士会としては、この議定書の批准を求め、独立性を強化した視察委員会と今後設立されるであろう国内人権機関との協同による国

内拷問防止メカニズムの設立を目指しているところである。

各国政府においては、刑務所改革の取組みにおいて、刑務所における第三者監視の必要性と市民参加の意義を認識し、弁護士会を含めた市民社会との協議及び協力関係、そして、拷問禁止条約選択議定書における国内防止メカニズムを含めた査察機関の活動を重視してほしい。また、日本における最近の実践例を参考にしてもらえば幸いである。

#### (5) 起訴前保釈・社会内処遇の充実による過剰拘禁の克服を

本コングレスワークショップのテーマでもある過剰収容に関しては、日本においても、刑事施設（刑務所・拘置所）における被拘禁者同士、あるいは被拘禁者と職員との間のトラブルが多発しており、過剰収容の実態解消が強く求められている。

過剰収容問題に対する当面の対策としては、刑事施設の物理的拡充も大切だが、長期的には、起訴前保釈制度の導入、社会内処遇の充実による拘禁刑の抑制・見直しや仮釈放制度の充実といった社会復帰の観点を踏まえた非拘禁化の政策を追求することが必要である。

特に、起訴前保釈・社会内処遇の活用は、国際人権法上の諸原則からも強く求められているものである。すなわち、自由権規約 9 条 3 項は、逮捕・抑留された者は、司法機関の面前に速やかに引致され、引致後「妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される」権利を有することを保障し、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはなら」ないと規定して身体不拘束の原則を明らかにしている。また、「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則」は、「適切かつ法制度に合致している場合には、警察官、検察官又は刑事事件を扱うその他の機関は、社会の保護、犯罪の防止、又は法及び被害者の権利の尊重の促進のために、その事件の手続を続行する必要がないと考えるときは、犯罪者を放免する権限を与えられなければならない。放免又は事件の手続続行を決定するに、一連の確立された判断基準が、各々の法制度内に開発されるものとする。軽微な事件の場合には、適切であるときは、検察官は相応の社会内処遇措置を課すことができる。」(5.1)、「公判前拘禁は、申し立てられた犯罪の捜査並びに被害者及び社会の保護に十分に配慮して、刑事手続における最後の手段として、用いられるものとする。」(6.1)、「公判前拘禁の代替処分は、可能な限り早期の段階で用いられるものとする。公判前拘禁は、本規則 5.1 に述べられている目的を達成するのに必要な期間以上に継続してはならず、人道的に、かつ、人間としての固有の尊厳を尊重して実施されるものとする。」(6.2) と定めている。このような規定の内容・趣旨からすると、起訴前保釈制度・

社会内処遇を欠く法規定及び運用は、被拘禁者の人権保障の観点からして問題があるものと言わざるを得ない。

各国政府は、上記のような被拘禁者の人権の視点を十分に考慮した上で、過剰拘禁の問題への取組みを進めるべきである。

## 人身取引に対する取組み

### 1 趣旨

- (a) 人身取引はその防止こそが最大の対策であり、各国はそのための対策を十分に講ずべきである。
- (b) 人身取引対策を実効的に行うため、各国は、対策の企画・立案・実施・検証等を一元的に責任をもって行う機関を設置すべきである。
- (c) 人身取引被害者の支援並びに新たな被害の防止のために、被害者がその有する法的権利を実効的に行使することが必要である。そのため各国は、国費による弁護士費用・裁判費用の負担、加害者からの回収が困難である場合などにおける被害者への賠償を法律で規定するなど、法制度を整備すべきである。

### 2 理由

#### (1) 人身取引防止のための多面的な対策を

人身取引は「現代の奴隸制」とも表現され、極めて重大な人権侵害を引き起こす。たとえいかなる対策を取ろうとも、残念ながら、一度発生した被害の完全な回復は困難と言わざるを得ない。

2009年7月、人身取引（特に女性と子ども）に関する国連人権理事会の特別報告者ジョイ・ヌゴジ・エゼイロ氏が訪日調査を行った際、次とおり述べた。すなわち、人身取引に対処するためには包括的かつ総合的なアプローチが欠かせず、戦略の基盤を「5つのP」と「3つのR」、すなわち、保護(Protection)、訴追(Prosecution)、処罰(Punishment)、予防(Prevention)、(国際協力の)促進(Promotion)、救済(Redress)、復帰(Rehabilitation)及び社会で建設的な役割を担えるようにするための被害者の再統合(Reintegration)に置くべきであること、そして、特に人身売買の根本的な原因に取り組み、被害者の人権を尊重することが人身売買に対処する上でもっとも重要であること、である。

したがって、特別報告者の指摘どおり、人身取引の根本的な問題に取り組み、被害を未然に防止することが最も重要であり、これが最大の犯罪対策でもある。

人身取引は、送り出し国における貧困、経済発展の不均衡、適正な雇用へのアクセスの不足、女性に対する根強い差別、人種的・民族的差別、

腐敗，犯罪組織の存在，政治的意図の欠如等々，様々な要因が複雑に絡んで発生する。そこで，すべての国が，これらの要因を分析し，経済的不均衡の是正，教育・啓発の充実，関連する法制度の整備，労働政策・外国人受け入れ政策の再検討などを含む総合的かつ広範な対策をとる必要があり，かつ各国・地域の連携協力が不可欠である。例えば，各国政府，NGO，国際機関等が集まり，成功例の共有や意見交換・情報交換を行うためのシステムを作ることは，この目的のために有益であると考える。このように，各政府は，連携協力し，人身取引防止のための多面的対策を講ずることを期待する。

## (2) 政府内の一元的な専門機関を設置することの重要性

国連特別報告者エゼイロ氏は，訪日調査の際，日本政府に対し，人身取引関連の政策・措置の促進・調整・監視を一元的に担当する調整機関を設けること，深刻化する労働搾取目的の人身取引にも対処すると同時に移住労働者の権利を保護することを勧告した。

これを受け，日本政府は，2009年12月，「新たな人身取引対策行動計画」を策定し，労働搾取を目的とする人身取引に対処することを明らかにした。日本には現在，研修や技能実習等の目的で来日し，実際には低賃金長時間労働を強いられている多くの外国人がいるが，その中には相当数の人身取引被害者が含まれてあり，政府が対策に乗り出すことを私たちは歓迎する。

また，この新計画において，日本政府が「人身取引対策に係る政策の企画・立案・調整を一元的に担当する部局を設置する必要性について検討する」としたことを，私たちは歓迎する。既に多くの国が，対策の企画・立案・実施・検証等を行う一元的責任機関を設置しており，その必要性と有効性は明らかである。日本を含むすべての国が一元的専門機関を設置すること，その際，NGOとの連携・協力を密にすることを期待する。

## (3) 被害者の法的権利実現への支援

被害者は加害者に対する損害賠償請求権，未払い賃金請求権などの権利を有している。これらの法的権利の実現は，被害者の被害回復のみならず，加害者への警告にもなり犯罪防止にも資するものと考えられる。従って，その実現は重要であり，そのための法的支援の充実が必要である。しかし現実には，弁護士へのアクセス・費用，加害者の財産把握，加害者の報復など様々な問題があり，その権利実現は困難な場合が少なくない。

国連特別報告者エゼイロ氏も，被害者の確認（Identification）手続を明確化し，誤認が生じないようにすること及び被害者に対する救済や

補償が法律上可能であるだけでなく、事実上も司法制度を通じて得られるようにすること並びに法執行当局者に対する専門的な研修を確立すること等の重要性を強調している。

そこで、国費による弁護士費用・裁判費用の負担、加害者からの回収が困難である場合などに被害者への賠償を法律で規定するとともに、この目的で特別基金を設置するなど、実効的な司法上の救済を受ける権利の行使に焦点を絞った対策が必要である。

さいごに

日本弁護士連合会は、日本の全弁護士が加入する法律家団体として、これまで述べてきた提言が、国連麻薬・犯罪事務所（UNODC）及び各国政府並びに本コングレスに参加したすべての人々に真剣に考慮されることを強く期待するものである。

以上